

平成30年1月15日

第2学年保護者の皆様へ

神奈川県立山北高等学校  
校長 藤田 正樹

### 修学旅行の実施にあたって

厳寒の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に対しご理解ご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、修学旅行の実施がいよいよ来週となりました。鋭意最終準備を進めておりますが、今回はインフルエンザが猛威をふるっている中での実施となり、旅行前、旅行中の健康管理が何より大切になってまいります。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、次の事項をよくご理解いただき、お子様の健康管理に十分ご留意いただくようお願い申し上げます。

#### 1. インフルエンザ対策について

体調管理の意識を高め、体調確認をするために、出発前の5日間毎朝起床後に自宅で検温をお願いします。また、体調に異変があった場合は速やかに医師にかかってください。保護者の皆様のご協力をお願いいたします。

#### 2. インフルエンザに罹患した場合

##### (1) 出発前に罹患した場合

①医師の診察を受け、感染の恐れがないと認められた場合以外は、残念ながら修学旅行に行くことができません。担任に連絡していただき、確認が取れ次第キャンセルの手続きをいたします。その際、遅くとも同日の15時までに担任へご連絡いただけますようお願いいたします。

(16時までにキャンセルの手続きができませんと翌日扱いとなり、裏面資料のとおりキャンセル料が変わる場合がございます。)

②16日以降20日までのキャンセルの受付は毎日16時が手続き完了締切りとなりますので、判明した時点で速やかに担任までご連絡ください。なお、21日朝羽田空港で高熱などの症状が確認された場合には、緊急連絡の上、保護者の方に迎えに来ていただきます。健康状態をご確認いただくと共に出発の日の朝は特に連絡がとれるようお願いいたします。引き継ぐまで職員が対応いたします。

(出発日朝のキャンセルは9時30分まで)

③不参加となつたいずれの場合も、「取消料(キャンセル料)」は旅行会社の規定どおり支払うことになります。

(取消料については裏面資料をご確認ください。)

##### (2) 旅行中にインフルエンザを発症した場合

①すぐに現地の病院にて診察および治療を受けます。

②医師からインフルエンザの診断が出た場合は、ホテルの別室を用意し、他の生徒と隔離します。症状により、保護者の方に現地まで来ていただきます。なお、保護者が到着するまでは職員が現地にて対応いたします。

##### (3) 保険加入について

旅行中の傷害およびインフルエンザ発症等による入院・通院に備え、保険に加入しています。この保険では、保護者の方の交通費や滞在費が補償されます。(ただし昼食代は対象となりません)

##### (4) その他

旅行前、インフルエンザ発症の疑いがある場合は速やかに医師の診察を受けてください。感染の恐れがあると診断された場合は、原則として保護者の方からの連絡に基づき対応いたします。また、他の疾病についても、具合が悪いのに無理をして参加しますと、本人はもとより周囲にも深刻な影響を及ぼすことになります。くれぐれも無理をさせないようにお願いいたします。インフルエンザの現地での発症を防ぐためには旅行前の健康管理が非常に大切になります。ご家庭におきましても、十分な睡眠や食事、部屋の加温など健康管理にご留意いただけますようお願いいたします。

問合せ先

2学年 学年主任 小塚 格

旅行担当 住友 将勝

電話 0465-75-0992

旅行契約の解除又は参加人員の変更に伴う一部人員に係る契約の解除

- (1) お客様が旅行契約の解除又は参加人員の変更に伴う一部人員に係る契約の解除をするときは、以下の料金を申し受けます。

解除の時期	企画料金・取消料
旅行出発日の21日前まで：平成29年12月31日(日) まで	企画書面記載の企画料金の額
旅行出発日の8日前まで：平成30年1月1日(月) ～ 平成30年1月13日(土)	旅行代金の20% ￥21,244
旅行出発日の2日前まで：平成30年1月14日(日) ～ 平成30年1月19日(金)	旅行代金の30% ￥31,866
旅行出発日の前日まで：平成30年1月20日(土)	旅行代金の40% ￥42,488
旅行出発日の当日まで：平成30年1月21日(日)	旅行代金の50% ￥53,110
無連絡不参加及び旅行開始後の解除	旅行代金の100% ￥106,221

- (2) 貸切船舶を利用する場合は、上記の表によらず、別途ご案内する表によります。

- (3) お客様が当社所定の日までに旅行代金を支払わない場合は、当該期日の翌日にお客様が契約を解除したものとみなします。この場合、お客様は当社に対し前項の企画料金又は取消料に相当する違約料を支払わなければなりません。